

議案第21号

令和7年度港区一般会計補正予算（第8号）補足資料

- 1 特別区民税（現年度分）における補正予算額（増収）の要因について
- 2 株式等譲渡所得割交付金の補正予算額について

特別区民税（現年度分）における補正予算額（増収）の要因について

(A) 令和7年度 当初予算額	(B) 補正後予算額	補正予算額 (B - A)
971億円	1,113億円	142億円

⇒補正予算額（約142億円）が生じた主な要因は次表のとおりです。

◆ 補正予算額（約142億円）が生じた主な要因

要 因	金 額
① 株式等の分離譲渡所得に係る算出税額（※1）の上振れ	127億円
② 総所得金額に係る算出税額（※1）の下振れ	△13億円
③ その他の所得に係る算出税額（※1）の上振れ	34億円
計	（※2） 148億円

※1 算出税額は、課税標準額に税率を乗じて算出した計算過程の税額です。

最終的な課税額は算出税額の合計から税額控除額（住宅借入金等特別税額控除や寄附金税額控除等）を控除して決定します。

※2 予算額は、最終的な課税額に収入歩合を乗じて算出した収入見込額であるため、算出税額と一致するものではありません。

このため、補正予算額（約142億円）と上表における148億円にも乖離が生じています。

【参考】当初予算額と補正後予算額における算出税額の比較

区 分	総所得金額	土地等の分離譲渡所得	株式等の分離譲渡所得	その他の分離所得	合 計
(A)当初予算額 における想定	949億円	28億円	116億円	8億円	1,101億円
	↓	↓	↓	↓	↓
(B) 補正後予算額 における想定	936億円	57億円	243億円	13億円	1,249億円
差額 (B - A)	△13億円	29億円	127億円	5億円	148億円
	↑上表②	↑上表③	↑上表①	↑上表③	

※ 本資料に記載の各金額は表示単位未満を四捨五入しています。

株式等譲渡所得割交付金の補正予算額について

1 令和7年度当初予算額の算定方法

株式等譲渡所得割交付金は年度によって増減幅が大きく予測が困難であることに加えて、東京都から区への株式等譲渡所得割交付金は当年度分が3月に一括して交付されるため、令和7年度当初予算の編成においては、令和3年度から令和5年度までの交付実績を平準化した上で、「都区財政調整財源見通し」に記載の伸び率（15.80%）を参考値として乗じて算出しています。

令和7年度交付見込	2,000,566,000円	(=令和7年度当初予算額)
令和5年度交付額	2,041,157,000円	} 平均1,727,605,000円 (=令和6年度の交付見込)
令和4年度交付額	1,213,326,000円	
令和3年度交付額	1,928,332,000円	

2 本補正予算額の算定方法

本補正予算の算定に当たって、令和7年度の株式等譲渡所得割交付金は未交付のため、令和7年度当初予算の編成時に未交付であった令和6年度の交付額をもとに令和7年度の交付額を推計した結果、当初予算を大幅に上回る見込みであることから、その差額分を増額します。

令和7年度交付見込	2,935,091,000円	(令和7年度当初予算額との 差額 934,525,000円÷補正予算額)
令和6年度交付額	3,829,025,000円	} 平均2,935,091,000円 (株式等譲渡所得割交付金は著しい増加傾向にあるため、2か年平均により算出)
令和5年度交付額	2,041,157,000円	

【参考】

<株式等譲渡所得割交付金>

根拠	地方税法第71条の67（株式等譲渡所得割の市町村に対する交付）
交付金総額	前年度3月から2月までの間に東京都が入収した株式等譲渡所得割額（※）×99%×3/5
交付基準	各区市町村の個人都道府県民税収入決算額（滞納繰越分を含む。）が東京都合計に占める割合の前年度以前3年度分の平均値
交付時期等	毎年度3月に、前年度3月から当該年度2月までの収入をもとに交付

<株式等譲渡所得割>

証券会社等の源泉徴収口座（所得税の源泉徴収を選択した特定口座）内における上場株式等の譲渡に係る所得に対して20.315%が課税され、そのうち5%が地方税として都道府県に納入される。